



障害者控除対象者 認定書の交付

所得税及び住民税の申告で、障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳等の提示が必要ですが、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた場合は、同様の控除が受けられます。

◇対象者 65歳以上の要介護認定を受けている方で、次のいずれかに該当する方

- ①障害者控除
 - ・知的障害者（軽度・中度）に準ずる方
 - ・身体障害者（3級～6級）に準ずる方
 - ②特別障害者控除
 - ・知的障害者（重度）などに準ずる方
 - ・身体障害者（1級・2級）に準ずる方
- ・常に就床を要し、複雑な介護を要する状態の方（ねたきり高齢者）

◇申請方法

志津川保健センターまたは歌津総合支所の窓口にて備え付けの「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項

を記入し、保健福祉課（志津川保健センター内）または歌津総合支所町民福祉課に提出してください。

おむつ使用確認書の交付

所得税及び住民税の申告で、おむつ代の医療費控除を受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書（有料）」が必要ですが、次の要件に該当する方は、町が発行する「おむつ使用確認書（無料）」で控除を受けることができます。

- ◇対象者 次の①から③の要件を全て満たす方
- ①介護保険の要介護認定を受けている方
- ②介護保険主治医意見書に所定の記載がある方
- ③昨年もおむつ代の医療費控除を受けている方

◇申請方法

志津川保健センターまたは歌津総合支所の窓口にて備え付けの「介護保険主治医意見書記載内容確認申出書」に必要事項を記入し、保健

申告の準備はお早めに

所得税と住民税の申告受付は、2月9日(火)から始まります。申告までに必要な書類の準備をおきましょう。

給与所得者・年金所得者の方は

- ・平成21年分給与所得の源泉徴収票
 - ・平成21年分公的年金等の源泉徴収票
- ※必ず原本を用意してください。

農漁業等の事業を営んでいる方は

- ・事業の収支が分かる書類
- ・経費に計上したものの領収書
- ・償却資産申告書の控え
- ・償却資産の申告は、1月中旬に済ませておいてください。

所得控除に必要な書類

- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書（旧長期損害保険料を含む）
- ・国民年金保険料支払い証明書
- ・健康保険組合保険料領収書
- ・船員保険任意保険料
- ・平成21年中の医療費領収書

※所得金額が200万円未満の方は、年間医療費が10万円を超えなくとも医療費控除の対象となる場合があります。詳しくは、問い合わせください。

事業主の皆さんへ

給与支払い報告書の提出をお忘れなく

従業員、アルバイト、事業の専従者などに対して給与等を支払っている場合は、給与等を受け取った方が平成22年1月1日現在に居住している市区町村長あてに、給与支払報告書を提出しなくてはなりません。提出期限は2月1日（月）となっておりますので、必ず提出してください。

町民税務課 課税係
☎46-1372
歌津総合支所町民福祉課住民係
☎36-3923



1月の移動町長室は、1月14日(木)です!

「移動町長室」は、毎月1回、町長室を歌津総合支所に移動して、そこで町長または副町長が執務を行います。執務時間は、午前9時～午後3時までです。

◇問い合わせ
歌津総合支所地域生活課 ☎36-3921

軽自動車などの変更手続きを忘れずに!

原動機付自転車や軽自動車などは、毎年4月1日現在の所有者または使用者に対して1年間分の軽自動車税が課税されます。また、軽自動車等の廃車や譲渡の場合は30日以内に、住所等の変更の場合は15日以内に申告する必要があります。

この申告手続きをしないと、次の年も引き続き課税されたり、変更前の住所や所有者に納税通知書が送付されますので、登録事項に変更があった場合には、速やかに手続きをしてください。

※年の途中で廃車等の申告があっても月割での還付はありません。

※転出等により他市町村で登録する場合は、転出先へ問い合わせください。

車両区分	申告窓口・問い合わせ先
原動機付自転車 小型特殊自動車	町民税務課 ☎46-1372 歌津総合支所町民福祉課 ☎36-3923
軽自動車126～250cc の二輪車	宮城県軽自動車協会 ☎022-232-5724
251cc以上の二輪車	東北運輸局宮城運輸支局 ☎022-235-2511

問い合わせ 町民税務課課税係 ☎46-1372